

「新しい社会的養育ビジョン」の概要

背景

（「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表）

- 平成28年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることが改めて明確になり、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、この理念を具体化するために「新しい社会的養育ビジョン」が示された
- 国及び地方自治体は、この「新しい社会的養育ビジョン」に沿った支援体制を構築することが求められている

概要

①市区町村の子ども家庭支援体制の構築

- ・**市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国的展開**と専門性向上
- ・専門的なソーシャルワーク体制を5年以内に確保

②児童相談所・一時保護改革

- ・職員研修の実施と効果検証 ・一時保護の養育体制強化
- ・**調査、保護、措置に係る業務と支援マネジメント業務に機能分離**
- ・**一時保護の機能を緊急とアセスメントに分割 ・通告窓口一元化**

③里親への包括的支援体制の抜本的強化と里親制度改革

- ・**包括的に里親を支援する体制**を平成32年度までに全ての都道府県で構築し、里親支援を抜本的に強化する
- ・平成33年度を目途に一時保護里親などの新しい里親類型を創設

④永続的解決としての特別養子縁組の推進

- ・児童相談所と民間機関が連携した強固な支援体制を構築
- ・5年以内に現状の2倍、**年間1000人以上の特別養子縁組成立**

⑤乳幼児の家庭養育原則の徹底、年限を明確にした取組目標

- ・特に就学前の子どもは原則として**施設への新規措置入所を停止**
- ・**3歳未満は5年以内、3～5歳は7年以内に里親委託率75%以上**を実現し、**学童期以降は10年以内に50%以上**を実現
- ・ケアニーズが非常に高く施設に滞在する場合、**乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内**を原則とし、**特別なケアが必要な学童期以降**の子どもであっても**3年以内**を原則とする
- ・**乳児院**はさらに専門性を高め、**多機能化、機能転換**する

⑥子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革

- ・全ての施設は原則として**10年以内に小規模化（最大6人）、地域分散化、常時2人以上の職員配置**を実現

⑦自立支援（リービングケア、アフターケア）

- ・社会的養護経験者の実態把握、**自立支援ガイドライン**を作成
- ・**代替養育**の場や地域生活における**継続的な支援**を推進

⑧担う人材の専門性の向上

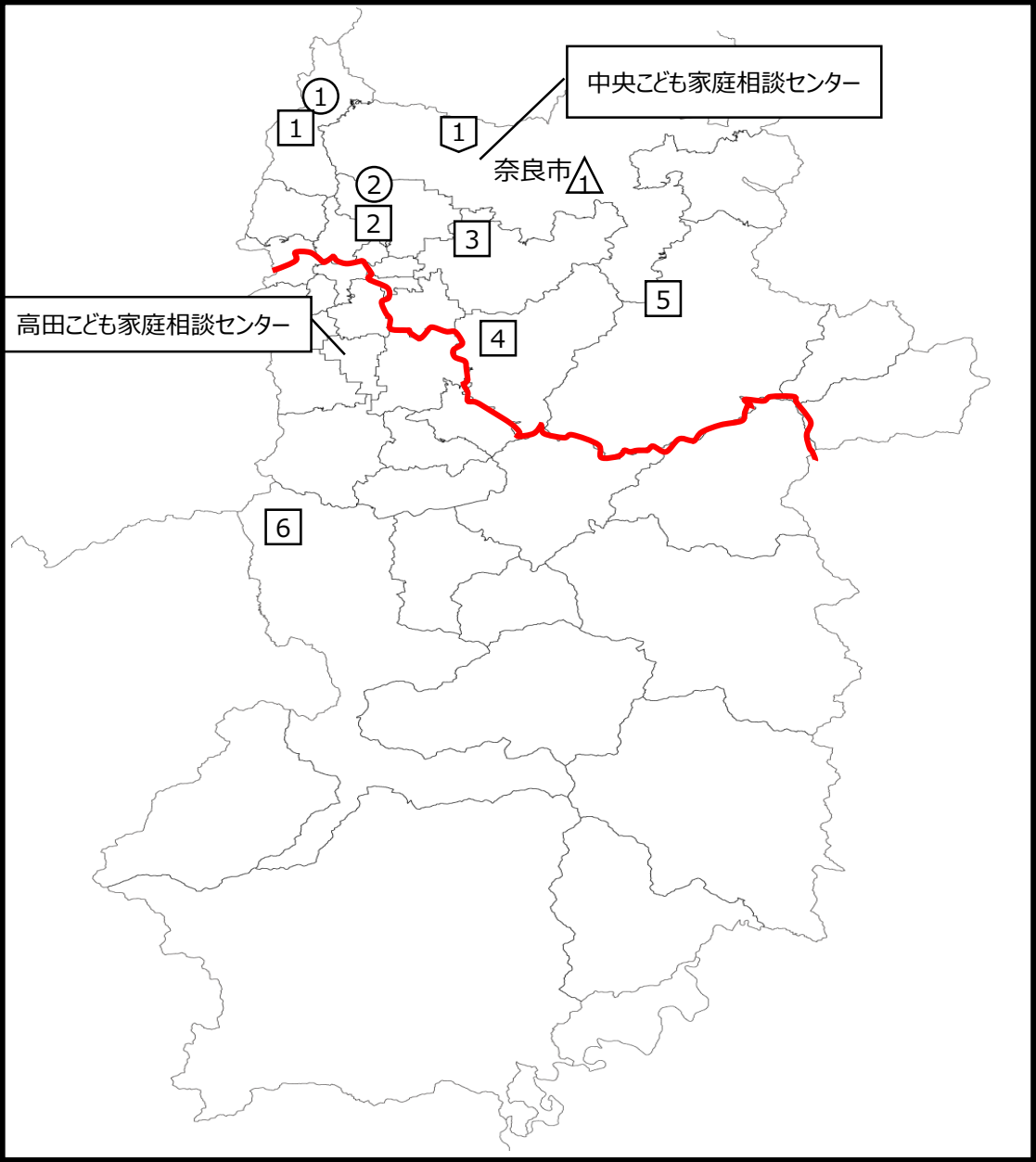
- ・5年以内に社会的養護に係わる**全ての機関の評価を行う専門的評価機構を創設**するとともに、子どもの意見表明を支援する制度を構築

⑨都道府県計画の見直し、国による支援

- ・**従来の都道府県計画**はこの「新しい社会的養育ビジョン」に基づき**平成30年度末までに見直し、実現を図る**

奈良県内の児童養護施設・乳児院等一覧

(H 2 9 . 4 . 1 現在)



	<乳児院>	定員（人）	備考
①	いこま乳児院	25	
②	いかるが乳児院	25	

	<児童養護施設>	定員（人）	備考
①	愛染寮	51	
②	いかるが園	47	
③	天理養徳院	77	児童家庭支援センター併設
④	飛鳥学院	80	児童家庭支援センター併設
⑤	大和育成園	40	
⑥	嚶鳴学院	40	

	<自立支援施設>	定員（人）	備考
△ ①	精華学院		

	<自立援助ホーム>	定員（人）	備考
①	あらんの家	男子6	